

農業会議通信



農地の日に向けた打ち合わせ(p4参照)

7月15日は「農地の日」

◆ 今年は春先から気象変動が大きく、5月6日の盛岡の最低気温はマイナス0.3℃で、5月の氷点下は26年ぶりである。その後は、県下全域で高温に経過したが、5月末から雨のない日が半月も続き農作物に被害を被ったところもある。これからの天候に期待し、農業者の苦勞が報われる実りの多い年であってほしい。

◆ 安倍総理は、デフレ経済からの脱却のためアベノミクスと言われる三本の矢のものと一連の政策を展開している。その三番目の成長戦略が先月の14日に閣議で決定された。農業関係では成長産業への位置づけのもと、所得倍増目標を掲げ、重要施策の一つとして担い手への農地集積と耕作放棄地の発生防止・解消等による競争力の強化を打ち出した。

また、その実現のため農地の貸借の中間的受け皿となる公的組織として都道府県の段階に農地中間管理機構を設置するとしている。

農地と担い手対策は私ども系統組織の主要業務であるので、積極的に役割を果たして参りたい。

また、経営安定対策(旧戸別所得補償制度)を見直

すとともに新たな直接支払制度の創設を検討するとしているが、猫の目農政と言われないうち、内容の充実とあわせて法制化を強く求めたい。

要は、一方で財政健全化が至上命題となっていて、実効性のある予算をいかに確保できるかにかかってくる。注視しなければならぬ。

◆ TPPについては、3月15日に安倍総理が参加表明してから3ヶ月余りが経過した。TPP関係国の18回目の会合が今月の15日から25日までマレーシアで開催され、日本も最後の3日間参加できることになった。

まさに正念場を迎えるが、国益を守れない協定には絶対反対である。

◆ 農業会議と農業委員会の総意により、農地法制定日の7月15日を全国で初めて「農地の日」に設定し、この日を中心に県下一斉の行動日とした。

農業委員会の活動を目に見えるものにするともに、食料・農業に対する県民の理解を深めていただくことを狙いとするものである。

農業委員会の積極・果敢な取り組みと関係機関・団体のご支援をお願いする。

岩手県農業会議会長 佐々木 正勝

オピニオン
コーナー

集落営農の法人化の課題と今後の取組みについて

政府は、6月14日の閣議で、「日本再興戦略」(成長戦略)を決定した。農業分野では、今後10年間で、新規就農者を倍増し40代以下の農業従事者を現在の20万から約40万人に、法人経営体は約1万2500法人から4倍の5万法人にそれぞれ拡大するとともに、担い手が利用する農地の割合を現状の5割から8割に高める、といった目標数値も掲げられた。

本県においては、今、まさに全市町村、全集落の作成に向けて、地域農業マスタープランづくりが各地域において精力的に進められている。集落営農組織の相当数が、その中心経営体として位置づけられ、地域農業の維持・発展に重要な役割を果たしていくことが期待されているが、本県としても、この成長戦略を踏まえて、法人化の取組みを加速していく必要がある。

【本県の集落営農組織の状況】

本県の集落営農組織は、平成25年までに671組織が設立されている。22年から118組織が増加した。しかも、その伸びは全国の107.8%をはるかに上回った。一方で、その「法人数」の伸びは、全国の143.1%に比較し127.8% (15組織)にとどまっている。法人化率においても全国の20%に比べ、約半分。集落営農組織の経営力を向上するうえで課題

の一つだ。

集落営農組織は、自らも発展段階に応じ、継続的・安定的な経営主体として経営力や信用力を向上させる手立てが必要だ。さらに収益性の高い作物(園芸作物)や加工等の導入による多角化などを進める上でも法人化は欠かせない。ところが、任意組織の法人化については、様々な事情によりその進捗は前述のように全国に比べてやや遅れをとっているのが現状だ。

【集落営農組織の経営実態調査】

集落営農組織の法人化への動きが何故遅いのか。農業会議では、昨年度、県の委託を受けて、集落営農組織の法人化にあたって障害となっている課題を把握するため、24の集落営農組織(法人5、任意組織19)について聞き取り調査を行った。

- ① 集落の中に法人化の有利性を分かりやすく構成員へ説明できる人がいない。
- ② 常時従事者に対し十分な給与を払えるか不安をもっている。
- ③ 消費税、法人税を支払うのが大変だと思っている人が多い。
- ④ 常時従事者の年間を通じた仕事の確保が難しい。
- ⑤ 現状の組織経営を踏まえると法人化しても黒字経営の見通しがたかない。
- ⑥ 法人会計、税務等の経理事務

に対応できるか不安がある。などの回答がみられ、法人化した場合のメリット、デメリットなどが十分に理解されていない。かつたり、経営見通し、経理事務などに対する不安をもっている。

一方で、「立ち上げないうちから立ち上げたあとのことを心配だけしては、いつまでたっても法人化は進まない。残った課題は法人化後に改善し、まずは発車することが第一」と法人化を決断し、準備を進めている組織もあった。

【法人設立の加速化に向けた今後の取組み】

前述のように法人化に向けた課題は、組織によって様々である。

組織としての熟度、組織の置かれていく状況、法人化に対する構成員の理解の程度も異なる。また、集落の話し合いが大事だが、大方の組織においては、役員といえども、構成員との具体的な話し合いに必要な「叩き台」を自力で作るのは難しい。法人化に向けた枠組みづくりや、具体的な手続きなどを提示するとともに、それぞれが抱える障害について、組織の意向を十分汲み取ったうえで、一つずつ解きほぐしていかなければ、法人化は前に進まないし、加速もしないと思われる。関係機関・団体が、それぞれ

の持ち場を生かしながら、時には組織の話し合いに必要な「法人化の叩き台」などの資料づくりまで踏み込んで、集落営農の活動に寄り添った個別具体的な指導・支援を行っていく必要がある。

こうした、関係機関・団体の一丸となった取組みを進め、いかなる情勢においても動じない力強い経営体を県下各地により多く作っていきたいものだ。

(文責 千田 勉)

集落営農組織の状況

区分		H22	H23	H24	H25	25/22	法人化率
岩手	集落営農数	553	658	661	671	121.3%	
	うち法人	54	56	57	69	127.8%	10.3%
全国	集落営農数	13,577	14,643	14,742	14,634	107.8%	
	うち法人	2,038	2,332	2,539	2,917	143.1%	19.9%

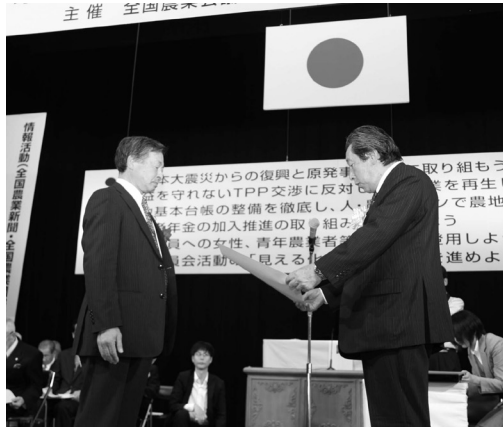
農林水産省「集落営農実態調査」(各年2月1日現在)

葛巻町農業委員会が
農林水産大臣賞を受賞

葛巻町農業委員会(鈴木努会長)が第5回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業において最高賞の農林水産大臣賞を受賞したので、その主な活動内容を紹介する。

○葛巻町農業委員会は、平成8年度から遊休農地解消対策をスタートさせ、平成9年度に全農家を対象にしたアンケートによる遊休農地の実態調査を実施した。その結果、105軒の耕作放棄地が判明したため、耕作放棄地の発生防止と農地の有効活用の取組みを強化した。

○町独自で農業委員会OBを農地流動化促進員として配置(平成12年度)するとともに、本会が農



長島農林水産大臣政務官からの賞状授与

地再生コーディネーターとして任命した(平成21年度)農業委員1名が中心となって、担い手農家への農地の仲介・あっせんなど、地元農業委員等と連携した農地の利用集積と耕作放棄地未然防止を進めた。

○農地パトロールで把握した遊休農地の状況を一筆ごとに荒廃の程度を色分け分類した図面を作成した。(平成15年度)

○農業委員手造りの「遊休農地発生防止・解消看板」を国・県道に設置(平成15年度)したことや、耕作放棄地を使ったソバやナタネを栽培する「遊休農地解消モデル展示圃」の設置(平成16年度)、

地デジ有線テレビで農地の有効活用等の情報提供(平成23年度)など、農業委員会活動の「見える化」を進めてきたことにより、農

家組合の大豆栽培やJA青年部の国道沿いへの花苗植栽など、各種団体の放棄地を活用した取組みが活発化している。

○「孫の手も借り隊」事業と銘打ったソバの栽培に農業委員が協力し、幼稚園児と一緒に収穫したソバを利用した郷土食作りなど収穫祭を開催し、食農教育に取り組んでいる。(平成20年度)

○農地取得の要件を50㎡から10㎡に緩和(平成20年度)したことにより、放棄地を含めた農地取得が進み、新規就農者が6人誕生した。

【孫の手も借り隊のソバ播種作業】



【手造り看板の設置】



○放棄地で栽培されたソバと町内の農産物を合わせて東日本大震災の被災者に提供した。(平成23年度)

○こうした一連の活動により、63.3%の耕作放棄地が解消された。

【耕作放棄地再生後】



【耕作放棄地再生前】



葛巻町農業委員会は、今後とも「耕作放棄状態の農地を発生させない」ことを基本に、耕作放棄地対策をまちぐるみの取組みと位置付け、きめ細かい活動を続けていくこととしている。

「農地の日」の行動に向けて農業委員の「がんばる意欲」を結集

◆本県の農業委員会系統組織（市町村農業委員会、農業会議）の申し合わせにより、農地法が制定された7月15日を全国で初めて「農地の日」として設定し、今年度からこの日を中心に各農業委員会が県下一斉に創意工夫を凝らした多彩な活動を実施します。

なお、「農地の日関連行事」を広く周知するための資料として職を作成し、各農業委員会に配布することにしました。（別掲写真）

時あたかも、国の新たな施策も「農地」に着目した制度設計を行う方向にあることから、農業委員会系統組織は「農地の日」の活動を通じて、地域農業の振興に邁進しようではありませんか！

◆「農地の日」の設定のねらい
・農地は、農業者にとって経営のもとをなすものであり、国民の食料を生産するうえで、かけがえのないものです。

また、美しい農村の景観形成や水源の涵養など多面的な機能を有しており、人々のくらしといのち

を支える重要な資源でありますので、将来に亘って有効利用を図っていく必要があります。

・本年は、農地を守るための農地法が昭和27年に制定されて以来60年を経過し、新たなスタートの時であります。

この機に、農地を基盤に農業が果たしている役割や機能について農業者はもとより、児童・生徒から大人まで広く県民の理解を深めるための活動を全県一斉に展開するものです。



◆主な取組として、幼稚園児による野菜苗の定植などの子供農園活動、耕作放棄地の解消策として、農業委員が草刈等の作業の実施、観光地周辺の景観形成を兼ねて椿を植栽する活動、耕作放棄地に作付した菜の花を農業委員等が一斉に収穫を行う活動などであり、また、有線放送で「農地の日」を町

「農地の日」に寄せて



岩手県農林水産部
農業振興課
総括課長 高橋 渉

農業委員会系統組織の皆様におかれましては、常日頃から、本県農業の振興に向けたきめ細かな活動に御尽力されていることに対

内全世帯に告知するとともに、農地パトロール出発式を行い、町内を巡回するほか、食育の一環として小学生の稲作体験学習の実施、農地相談会や認定農業者との意見交換会の開催、被災地への支援活動など、多彩な取り組みが企画されている。

し、心から敬意と感謝を申し上げます。

皆様御承知のとおり、平成21年の改正農地法により、農業委員会系統組織の果たすべき役割が増してきている中、本年4月に総務省から、農地利用状況調査や違反転用への対応などを改めて徹底するよう勧告されたところであり、貴系統組織の責務と役割はさらに増大しております。

こうした中、本年6月14日に閣議決定された新たな成長戦略「日本再興戦略」においては、「担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消等による競争力強化」

を重要施策と位置づけ、担い手への農地集積などを加速化するために、県段階に農地の中間的受け皿となる「農地中間管理機構(仮称)」を整備し、分散した農地をまとめて担い手に貸付ける等の仕組みづくりを進めることが示されました。

折しも、農地法が制定されて以来、昨年で60周年を迎え、本年は新たな一歩を踏み出す年であり、国においては、まさに農地政策を一層強化しようとしているところであります。

このような中で、本県農業委員会系統組織が、農地法が制定された7月15日を全国で初めて「農地の日」として設定し、県下の各農業委員会が一斉に、県民の理解を深めるための創意工夫を凝らした

多彩な活動を実施することは、まさに時宜を得た取組であり、誠に意義深いことでもあります。申すまでもなく、農地は農業者にとつて重要な経営基盤であり、人々にとつては「いのち」を守る食料生産の「源」であります。この「農地の日」の取組によつて、農地そして農業の重要性とともに、農業委員会系統組織が果た

私もひとこと「言」

「農地の日」を迎えるにあたって



会 員 委 員 会 長 幸 義
農 業 委 員 会 長 幸 義
町 会 長 幸 義
矢 中 町 農 業 委 員 会 長 幸 義

梅雨の時期も終わりに差し掛かり、今年もまた夏を迎えようとしています。気温は高温傾向に推移するようで、近年は異常気象だと騒がれることが稀ではなくなっている印象を受けます。

さて、来る7月15日には「農地の日」を迎えます。農地法が制定されて60年がたち、農業を取り巻く環境も大きく変化しました。昨年は、本町でも「地域農業マスタープラン」の作成に町をあげて取り組みました。後継者不足、農業従事者の高齢化の進行は全国的な課題でありますが、本町もまた例外ではない実情を突き付けられております。こうした「人」をめぐる課題と、遊休農地の増加をはじめとした「農地」をめぐる課題とは非常に絡まりあいやすく、このまま手をこまねいているわけにはいきません。

「まずは行動」ということで、私たち農業委員はこれまで、毎年の農地パトロールで全筆調査を行ってきました。実際に現場に足を運び、そこで意見を交わしあう中で、現実的な問題解決の方向性を探ってきました。平成23年に行った遊休農地対策のマコモタケ試験栽培も、こうした意見の交わしあいの中で生まれました。収穫したマコモタケは町の農業祭で実際に調理してふるまい、町民と広く交流する機会を設けました。そのことで、私たちの存在や活動、地域の実情が、多くの人の心に少しでも留まってくれたのではと思っております。今は、相続によって非農家の方が農地を取得することが増えています。農地の番人として私たちがいることを農

家以外の人にも知ってもらおうこととは、遊休農地の増加を防止する観点からも、今後ますます必要になると、一連の取り組みを通して感じました。こうしたこれまでの活動を踏まえて、当町では「農地の日」の活動として全町民を対象に「農地なんでも相談会」を開催することとしています。また、委員の自主研修会も開催し、課題に立ち向かう私たちの足並みを今一度そろえていきたいとも考えています。今後も足を動かし、汗をかきながら、課題に取り組み所存でございませので、皆様からのお一層のご指導をよろしくお願ひ申し上げます。

農業者年金加入推進二ニュース

25年度の加入推進の取組み
岩手県の平成25年度加入推進目標は125人です。又、そのうちの若年層の方(20〜39歳)については69人の加入を達成するよう取組むこととしています。

①加入推進体制の整備
農業委員会及びJAは相互に係しつつ、戸別訪問を効果的に進めるよう旧村単位等の加入推進班を整備する。加入推進部長には推進班のリーダーとして指導的役割を担っていただきます。

②「加入推進活動計画」の策定及び進捗状況の管理・検証
農業委員会、JA等による「対策会議」を開催し、活動計画の検討、毎月又は4半期毎等の定期的な進捗管理・検証を行う。

③「強調月間」の設定
日常の加入推進活動に加え、制度の周知徹底及び戸別訪問等を集中的に行う「加入推進強調月間」を設定し、効果的な加入推進活動を実施する。(※県域では、前期の強調月間を8〜9月に設定しています。)

以上のことを踏まえて本年度の加入推進目標が達成されますようよろしくお願いたします。
加入推進特別研修会
前期強調月間の一環として、加入推進部長や農業委員を対象にし

た「加入推進部長等特別研修会」を8月6日(火)に開催します。これまで出席したことのない加入推進部長や農業委員の皆さんは、是非出席願います。
○会場「盛岡市勤労福祉会館」盛岡市紺屋町2-19

全国農業新聞普及二ニュース

7月〜8月は前期普及強調月間です!!
今年度から普及強調月間を年3回設定することとしており、その1回目が7月〜8月の前期普及強調月間となります。

先般、各農業委員会から平成25年度全国農業新聞普及推進計画書を提出いただきました。計画の内容は、「総会における農業委員1人1部の普及の決定」、「独自の強化月間の設定」、「イベント参加者へのPRの実施」、「市町村広報・農委だより・有線放送を活用したPR」等、積極的な取組内容をご報告いただきました。試読事業を行いたい大船渡市では40部、陸前高田市では15部の普及に取り組むところもあります。

◆お知らせ◆
☆普及推進等に係る方策を検討するため、市町村農業委員会会長及び事務局長ブロック別会議を県内4カ所で開催します。

25年7月から9月までの主要な行事

Table with 2 columns: 開催時期 (開催時期) and 行事名 (行事名). It lists various events from July 12 to September 17, including council meetings, seminars, and forums.

新刊図書のご案内

年6回発行(5・7・9・11・1・3月)

農業者年金の情報誌

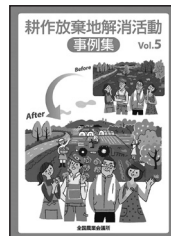
○農業者年金制度の内容 ○業務上の留意点 ○加入推進の取組み ○農政解説 ○クローズアップ2013 ○相談コーナー ○社労士がみた農業者年金のメリット ○時流を読む ○写真が語る農業・農村の移り変わり ○農業・農政ダイジェスト ○農業者年金基金からのお知らせ ○探訪 いい湯のある町
A4判・24頁 定価:各号290円(税込)
年間購読料 1,740円(年間購読がお勧め!)



耕作放棄地解消活動事例集

平成24年度「第5回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」で表彰された10の活動事例を収録。農林水産大臣を受賞した葛巻町農業委員会の事例も掲載されています。各地域でオンリーワンの取り組みを進めるうえで参考となる、選りすぐりの事例をカラー写真を入れて紹介しています。

コード番号:25-12 A4判・32頁
定価:500円(税込)



新刊!改訂 農業経営基盤強化促進法 一問一答集

好評を得ていた「農業経営基盤強化促進法一問一答集」を改訂し、10年ぶりに再登場! 農業経営基盤強化促進法を実際に現場で運用するうえで疑問にぶつかったときの手引となるよう一問一答形式でわかりやすく解説しています。また、最新の法律、通知等にも対応しました。地域で農業の振興に携わる市町村や都道府県の担当者、関係機関・団体の関係者など多くの皆様にご活用いただける一冊です。

コード番号:25-03 A5判・265頁
定価:2,000円(税込)



お申し込みは岩手県農業会議へ
TEL:019-626-8545 FAX:019-629-9210

編集 発行人/事務局長・三浦良夫 T020-0024 盛岡市菜園一丁目4番10号(第二産業会館4階) 電話019-626-8545 印刷/川口印刷工業株式会社